

葛飾区赤ちゃんの駅整備事業実施要領

平成 28 年 2 月 17 日
27 葛子育第 1104 号
子育て支援部長決裁

(目 的)

第 1 条 この要領は、授乳及びおむつ替え等のための設備（以下「赤ちゃんの駅」という。）を有する不特定多数の者が利用する施設等を認定し広く区民に周知を図ることにより、赤ちゃんの駅の整備を促進するとともに、乳幼児を育てる保護者等が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 赤ちゃんの駅 次に掲げる設備を有する施設等で、無料で利用可能であるものをいう。ただし、ア及びイの設備を有していない施設等は除く。

ア おむつ替えができる設備

イ 授乳スペース（外からの視界を遮断できる場所）

ウ 調乳用の給湯設備（お湯の提供）

エ 手洗い設備

オ 空調設備

(2) 施設等 区内の公共施設及び商業施設など、不特定多数の人が利用できる施設をいう。ただし、次のすべてを満たすこととする。

ア 子どもの健全な育成を妨げる施設（18歳未満の利用が禁じられている施設等）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

(利用対象者)

第 3 条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、授乳又はおむつ替えを目的とする乳幼児（概ね 3 歳児まで）連れの保護者等とする。

(申請)

第4条 赤ちゃんの駅の認定を受けようとする区内の事業者は、赤ちゃんの駅設置認定申請書（第1号様式）により区長に申請するものとする。

(認定)

第5条 区長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請を審査し、第2条第1号ア及びイの設備を有していることを確認した上で、適当と認めるときは、赤ちゃんの駅として認定するものとする。

2 区長は、前項に規定する認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、赤ちゃんの駅設置認定通知書（第2号様式）により通知するとともに、赤ちゃんの駅を表示するのぼり旗及びステッカー（以下「のぼり旗等」という。）を交付する。

(変更・廃止)

第6条 認定事業者は、第4条の申請内容に変更が生じたとき又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ赤ちゃんの駅変更（廃止）届（第3号様式）により、区長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第7条 区長は、認定した赤ちゃんの駅が第2条第1号ア及びイの設備を有しなくなったとき又は認定事業者から前条による廃止の届出があったときは、速やかに認定を取り消すものとする。

2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業者に対し、赤ちゃんの駅設置認定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消された事業者は、認定の際に交付を受けたのぼり旗等を区長に返却するものとする。

(貸出)

第8条 区内で実施するイベント等の事業により、一時的に赤ちゃんの駅を設置する区内の事業者又は団体で、のぼり旗等の貸し出しを希望する場合は、赤ちゃんの駅物品貸出申請書（第5号様式）により区長に申請するものとする。

- (2) 区長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請を審査し、貸し出すことが適当と認めるときは、当該申請のあった事業者又は団体に対し、赤ちゃんの駅物品貸出承認通知書（第6号様式）により通知するとともに、のぼり旗等を貸し出すこととする。
- (3) 前項により、のぼり旗等を借り受けた事業者又は団体は、貸出期間終了後、速やかにのぼり旗等を返却しなければならない。
- (4) のぼり旗等の貸し出しに係る費用は無料とする。

(認定事業者等の責務)

第9条 認定事業者及び前条によりのぼり旗等を借り受けた事業者又は団体（以下「認定事業者等」という。）は、自己の責任において赤ちゃんの駅の運営管理に当たるものとし、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 周囲に柵やキャビネットなどがある場合は、転倒防止対策及び収納物の落下防止対策を講じ、災害等非常時における安全確保に十分配慮すること。
- (2) 授乳スペースにおいては、プライバシーを確保するため、カーテンや間仕切りなどで仕切りを設けること。
- (3) 清掃、換気等、清潔で良好な環境を維持すること。
- (4) 出入口の段差解消、ベビーカーの盗難防止、不審者の侵入防止等、安全管理に十分配慮すること。
- (5) 利用希望者が赤ちゃんの駅であることを識別できるよう、目立つ場所にのぼり旗等を掲示すること。
- (6) 利用者に対し、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動をしないこと。

(経費の負担)

第10条 赤ちゃんの駅の設置・運営に関する経費は、すべて認定事業者等が負担するものとする。ただし、のぼり旗等の交付に係る経費は区が負担する。

(周知)

第11条 区長は、認定事業者が設置・運営する赤ちゃんの駅について、施設名、所在地等をホームページ等で掲載し、広く周知するものとする。

(委 任)

第 12 条 この要領の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 28 年 2 月 17 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。